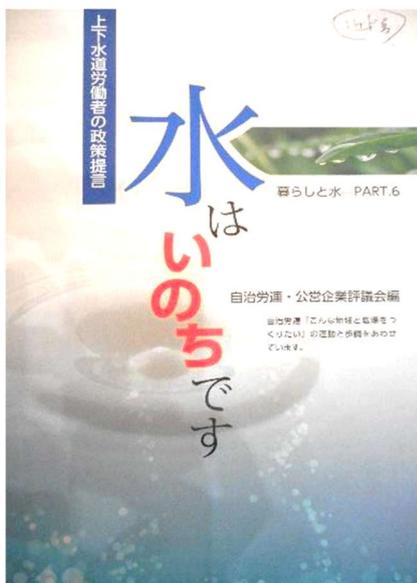


- 国は、水道事業は危機的状況であり、基盤強化のためには広域化と官民連携をセットで進めるとしています。
- これまで進めてきたアウトソーシングも、「経費削減」を至上としたため、官製ワーキングプア、労働災害などが発生し、水関連労働者を犠牲にしてきました。
- 日本が世界に誇る高水準な水道を築いてきたのは、公と民で協力してきた成果です。この「住民の財産」である水道を、公民連携を強化して再構築します。

水はいのちです 暮らしと水 part 6.2

公営水道を再構築する

水道事業の広域化と民営化への対案② 公民連携強化



○広域連携や民間企業との連携は、これまでも行ってきたものであり、世界に誇る高水準な水道システムを築いたのは公民連携よるもので、今後も必要な事です。

○国が進めようとする広域化と官民連携は、利益を優先する広域独占民間企業への道が垣間見ることができ、水道関連労働者の労働条件低下や地元下請け企業へのダンピングが危惧されます。

○私たち、自治労連公企評は、地域の水源を大事にし、地理的条件に適した水道事業が持続できるよう、住民とともに水道システムを考えられる職員の育成を求めています。

○今回は、国が言う「官」民連携への対案について、政策提言をまとめました。

水はいのちです part6・2018年8月発行

本：500円、CD版：1000円 ※送料別



私たち、自治労連公企評に結集する水道労働者は、地域住民のために持続可能な水道事業を考え、住民と共に貴重な公共の財産である水をまもっていく立場で、活動をしています。

この資料は、公企評政策本「水はいのちです Part6」の補足資料として作成しました。

「水はいのちです Part6」の購読は【自治労連公企評】HPより注文書をダウンロードしてご注文ください。

※本資料を組織外へ配布もしくは転載する場合は、配布方法、目的など事務局までご連絡ください。

水関連労働者全体の労働条件改善を

具体的対案② 公民連携強化

「官」民連携ではなく公民連携を

地方公営企業と民間企業との連携は、これまでも、これからも重要であり、日本が世界に誇る高水準な水道システムを築くことができたのは、公と民で協力して技術・技能を高めてきた成果です。

この水道システムは、これまで公的財源と住民の水道料金で築いてきた地域住民の財産で、それを使って儲けるしくみがコンセッション方式です。

国は「海外で民営化に失敗したのは、公が適切に管理できなかったため」と説明し「モニタリングを適正に行う」としていますが、裏を返せば、利潤追求に走る危惧があるからです。しかし、「官」には、現場＝実際の業務のノウハウはなく「モニタリング能力は維持できない」というのが私たちの主張です。

そして、水は「たくさん売って儲ける」ものではなく「商品」ではありませんから、利潤追求を動機とする企業に任せられるものではありません。

水道システムを将来に亘り持続可能なものとするためには、水はいのちです part6.1 公公連携と並行して「官民連携」ではなく公民連携体制を強化することが欠かせません。

地方自治を活かす公民連携

官民連携でなく公民連携と表現するのは、時の政権の施策を実行する「官僚」ではなく、地方自治を重んじる地方公務員が、水の自治を守る立場で住民と協力して水道事業を進める必要があるからです。

また、水道事業はインフラ産業ですから、事業費ベースでは圧倒的に民間企業の力によって事業が成り立っています。水道管敷設、浄水場建設などの工事や、施設の維持管理などの委託業務なしでは水道を運営することはできません。

したがって、官民連携＝コンセッション方式の問題は、地域独占企業が数十年にわたり続き、その経営情報が住民に公開されないことなのです。

民の定義

公民連携の民の定義は広く、非営利団体や公益法人、民間企業、そして住民が、それぞれの立場も労働者・経営者、生産者・消費者、発注者・受注者、など利害・権利関係を超えて地域の住「民」として地域経済の中の水道事業経営を考えていこ

具体的対案の柱

- ① 公公連携
- ② 公民連携強化
- ③ 住民参加
- ④ 財源確保
- ⑤ 技術・技能
- ⑥ 流域連携・水循環

イングランドでは「モニタリング」に失敗

日本も民営化の手本とされてきたイングランドでは、民営水道事業を監督する第三者機関（オフワット）が設置され、料金改定、予算・決算を監視するとされていた。

日本でもコンセッション事業を「モニタリング」する機関が検討されているが、結論からいえば、イングランドの機関も政官民癒着、高額の役員報酬などを見抜けなかった。

サッチャー政権下で行われた公共事業の民営化も再公営化の声が高まっている。

うという提言です。

そして、公営企業は、大企業、中小企業それぞれの役割・特性を活かした分割発注により公共工事への参加機会を保障し、品質確保と労働安全衛生向上を図る観点を備えた公契約制度や公的監督により確実な施工が行われる仕組みを発展させていきます。

これは地域経済循環にとって重要なことで、一部企業が独占する市場では貧富の格差が広がるばかりです。

現場は「非常事態」

相次ぐ労働災害の犠牲者

2017年9月、国土交通省は「下水道工事中の死亡事故が過去5年で最悪のペースで発生している」として非常事態宣言を行った。死亡事故以外を含む全体の発生件数も過去最高で、その内容を見ると「土留め設置前に掘削溝に作業員が入って被災」など初歩的安全管理が守られないケースも目立つ。

国交省は非常事態宣言と共に請負企業に対して臨時のパトロールや研修などを求めたが、発注者である上下水道職員の監督能力とその時間的余裕は年々失われている。また、下請け孫請け労働者の労働環境向上のための公契約制度がなければ悲しい労働災害は防げない。

地方公営企業は非営利企業

地方公営企業はそもそも非営利企業であり、水道料金を住民へ還元する仕組みです。

また、水道は生存権の保障ですから、すべてを受益者負担とするのではなく国、自治体が水道財政に一定の繰り入れを行うことは当然ですから、その用途を明確にし、公正・公平な発注を行うことが求められます。※Part 6.4で解説

こうして発注される委託・工事の価格には、企業活動のための「適正な利益」も含まれていますし、積算根拠も明確です。

また、水道施設の工事・委託には、土木、建築、電気、機械、水質と多様な専門知識・技術が必要で、発注価格が適正か判断し、地域の水道に最適な技術・技能を選択していく経営が求められますから、公営企業は水道を通じて地域のコンダクターとしての役割を果たすことが使命です

ダンピング競争と官製ワーキングプアをなくす

委託の進行を客観的に見た場合、民間企業にノウハウが蓄積されたと捉えることができ、その発注・契約方法を見直すことで継続性と労働者の権利向上も期待できることから、コンセッション方式が人材と技術力を確保するための唯一の手段とは思えません。

しかし、これまでの委託が人件費削減を至上としたこともあり、民間労働者の労働条件にしわ寄せが起き「官製ワーキングプア」を生み出しました。また、短期契約かつダンピング競争にさらされる委託業務において人材育成する環境を整えることは困難といえます。

契約方式		契約方式採用の観点	受注者選定の際に重視すること	具体例
競争入札	一般競争入札	経済性	価格	工事請負、業務委託
	総合評価落札	経済性+品質・性能保証	価格+実施能力	品質保証の必要な工事請負や特殊な業務委託
企画競争	プロポーザル方式	品質・性能の重視	実施能力	高度な提案が求められる設計業務委託、PPP/PFI
	コンペ方式	投資効果	提案内容	イベント企画など

表：現在の契約方式（公企評作成）

さらに、コンセッション方式では、運営権を設定する最初だけは競争力が働きますが、今までの水道工事関連企業や受託企業が運営会社の傘下に入り、これまでよりも劣悪な状況になると予想できます。

したがって、公民連携強化の観点からは、民間労働者の労働条件向上のため適切な労務単価を設定するほか、福利厚生や労働安全衛生への経費計上を的確に行う設計価格と共に、下請けへの発注価格や安全管理状況などを管理監督できる仕組みなどが求められます。

モニタリングではなく実務能力を

地方公営企業には公共事業・工事の品質と安全をまもる管理・監督能力の維持は欠かせません。これまでの請負工事や委託業務を改善していくためにも、委託拡大路線から方向転換し、一部直営で業務を実施するにより管理能力を維持することが重要です。

また、大規模工事の設計・施工監督、通水・断水やプラントの運転・立ち上げなどは、相当長期の事業計画を必要とする水道事業にとっての貴重な経験となり、将来を考えることのできる人材を育成します。

水道事業は、「まちづくり」の根幹となる事業ですから短期・狭い視点ではなく、他の公共部門との連携や、関連企業との共存を考え、環境問題を含む持続可能性を重視するトータルコーディネートが必要な業務です。

関連労働者全体の労働条件向上と技術伝承が可能な契約制度へ

公民連携の要は、民間企業の労働者も含めた労働条件の向上で、これなしには水道の安全・安心は保てません。

団塊の世代の大量退職で言われた「技術・技能の伝承」は民間企業でも同様で、建設の時代から維持管理の時代へ移り事業規模が縮小するのに従い、民間企業でも合理化や事業見直し、海外展開が行われると共に規制緩和による競争激化もあり、技術伝承がうまくいっていません。

こうしたことから、入札の機会を通じて「企業も人を育てる」観点を追及して行く必要があります。

事業規模で求められる企業・人材は違う

広域化や官民連携に合わせて持ち込まれるAI・ITなどの「先進的」テクノロジー導入は、大企業の影響下に置かれることになりかねません。※Ver 6.5で詳しく解説。

また、小規模・分散型の水道では、遠隔管理にかかるコストが比率的に大きくなり効率性に欠けますし、ハイテクが停電など災害に弱い面を忘れてはなりません。

ITによる24時間365日の連続労働

携帯端末（スマートフォンなど）に、施設の故障・警報が転送されるシステムが導入され、施設の状態監視や操作まで可能な（仮称）携帯端末遠隔監視業務がIT技術の進歩により可能となり、事業所外で監視・操作が行えるようになりました。

広域化や人員削減「効率化」を理由に、IT技術が導入されますが、情報が転送される職員、委託労働者は24時間365日、判断・対応を迫られます。

こうした業務では、従事職員へ「労働の対価」が正当に支払われていない実態もあり、民間労働者も含めた導入実績や労働条件は不明です。

自治労連公企評が、労働基準局監督課企画・法規係に行ったヒヤリングでは「実態は不明だが、場合によっては24時間労働であるといえる可能性はある」との意見を示しました。

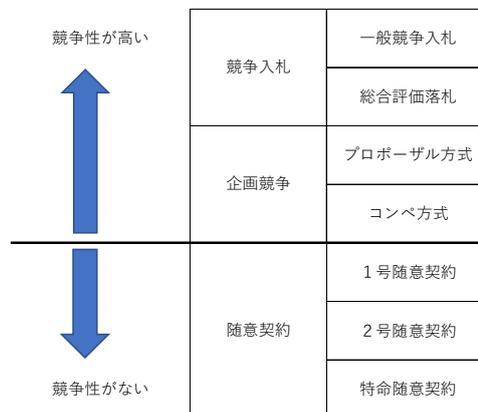
水道事業は、水源、地形などにより各地でさまざまな形態となる性格を持っていますが、ハイテクに頼らない水道システムの採用は、地域住民の理解が必要であり、非営利団体、公益法人や住民との連携により地域に応じた水道システムをまもっていきます。

公共工事の公平・公正な発注

包括委託や一括発注は、これまでも「経営改善」の手法として用いられてきました。

一括発注の「合理的」側面は否定できませんが、効率・経済性を追求するあまり公共工事の独占による地域経済循環という重要な役割が失われます。コンセッション方式は究極の一括発注ですから、「経営効率化」だけが独り歩きすることとなります。

地方公営企業は、これまでも公共工事をできるだけ公平・公正に発注する仕組みとともに品質を確保する制度を模索してきましたが、これからも追求し続ける課題です。これを放棄してしまえば、競争に勝ち残る企業だけが「経営効率化」できるという理論に傾いていきます。



指定工事店制度の見直し 相反する法改正が混在

今回の法改正では、給水装置工事事業者の登録制を設けました。この事業者の指定については、平成8年の水道法改正以前は、水道事業者ごとに行っていましたが「新規参入を阻害する」として、専門の知識と技術・経験を持つ技術者として給水装置工事主任技術者を国家資格として位置付け、業者の指定要件を全国一律基準として定める「規制緩和」を行いました。広域的に業務展開がなされていることを表す指標である区域外工事事業者の数は、改正以前は1,539件であったものが、平成16年度末には67,661件と著しく増加しました。

しかし、この「規制緩和」は悪質業者の参入や緊急修繕の対応ができない事例と共に、地元中小・零細企業を衰退させる一因ともなりました。

この反省により今回の改正に至る訳ですが、官民連携＝コンセッション方式はこれに逆行するもので、地域まるごと「規制緩和」するもので、相反する改正が行われました。

やはり、地域密着の優良企業を育成する仕組みが必要であり、災害時の公民連携を強化するものでもあります。こうした、優良企業を育てる施策も、公営企業が効率のみを追求するぎりぎりの人員体制では実施不可能です。

公民癒着を防ぎ、まじめに働ける職場を

「公務員バッシング」の根底には、かつての公務員の働きぶりや企業との癒着などから住民の批判を浴びたことも事実です。

こうしたこともあり短期で異動する人事が行われるようになりましたが、経験が薄くなり専門性の必要な業務ができない、業務への自信を失い、トップダウンの指示に的確な意見が発せないなどの弊害もあります。

やはり、憲法、水道法、地方公営企業法の理念を活かせる労働者の育成を通じて事業を行うことと、建設業法、労働基準法など関係法令を遵守して適正工事を行っていくことで住民に信頼される水道事業を行っていくことが可能になります。※part 6.3 で解説。

公公連携による第三者委託

Part 6.1 で触れたように、水道事業の「危機」は2002年水道法改正の際もいわれていたことで、当時は技術伝承という課題に対し、経営の安定と技術力を保持している公営水道が他の公営水道を支える公公連携という着眼点もありましたが、結局は効率性のみを追求するあまり、民間企業への包括委託が進みました。

公民連携の再構築のためには公公連携が欠かせませんが、技術力のある公営事業体が中心となった公益性のある第三者機関の設立・育成により、設計・監督を行い、圏内の水道事業体を支える仕組みも考えられます。

展望ある社会と働き手の確保へ

いま、人口減少を前提に話が進められ、IT、AI、ロボット導入による省力化や外国人労働者の活用を進めようとしています。さらに貧富の格差が拡大しかねません。

水、そして水道は、大都市だけのものではなく水源を豊かにする森林を守る林業や農業生産地でもある中山間地にとって重要なものです。

大都市圏の水の消費だけ考えるのではなく、人が生きていくうえで欠かせない水に関わる労働を大事にし、展望のある社会と働きがいのある職場をつくることは、民間企業、公営企業といった事業形態に関わらず追及されるべきものです。

水はいのちです 暮らしと水 part 6.2

水道事業の広域化と民営化への対案② 公民連携強化

発行 2019年4月1日



世界では一度民営化された水道事業の再公営化が始まっていますが、再公営化の一方で水道事業の民営化を迫られている国もあります。

それは、市場を失ったグローバル企業が、新たな市場を求めて「水を商品とする」動きで、安倍政権が進める「公共サービスの市場化」も同じ動きです。

自治労連・公企評は、国が示さない「選択肢」を対案として示し、住民とともに公営水道を考えていく立場です。

作成：自治労連公営企業評議会

事務局：名古屋水道労働組合

名古屋市中区三の丸三丁目1-1

TEL052-971-3105

